

学校法人香川学園評議員報酬規程

施行 令和2年4月1日

改正 令和7年6月13日

第1条 学校法人香川学園の評議員の報酬については、この規程の定めるところによる。

第2条 評議員の報酬年額は、60,000円とし、2分割した額を7月及び12月に支給する。

第3条 この規程の改廃は、理事会の議決を要する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 平成5年11月25日制定の学校法人香川学園役員等報酬規程及び平成3年6月3日制定の学校法人香川学園役員等退任慰労金支給内規は廃止する。

3 この規程の適用前から現に在籍する評議員の在籍期間における退任慰労金の算定にあたっては、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年6月13日から施行する。

2 この規程の適用前から現に在籍する評議員の在籍期間における退任慰労金の算定にあたっては、なお従前の例により精算する。